

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）のパブリック・コメントの実施について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○ 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、保育所の施設整備等により定員拡大を図り、令和3年、令和4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなった。 市立幼稚園・保育園の園児数は減少しており、特に市立幼稚園の園児数は、平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少している。 市立幼稚園・保育園の施設は老朽化しており、築後40年以上経過している施設は、全体の約6割を占めている。 このようなことから、市立幼稚園、保育園の規模の適正化は、喫緊の課題となっている。 <p>○ 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月に、庁内関係課長、市立・私立幼稚園長・保育園長の代表、学識経験者及び自治会・保護者の代表などで構成する「浜松市立幼稚園・保育園適正化等検討会」を設置し、方針の内容などについて協議、検討を進めてきた。 		
対象の区協議会	全ての区の協議会		
内 容	<p>方針（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、御意見を伺うもの。</p> <p>○ 方針策定（市立幼稚園・保育園の適正化等）の目的 子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現すること。</p> <p>○ 基本理念 質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。</p> <p>○ 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 提供体制の確保（集団での学びの充実など） 2 運営の充実（市立園の役割を意識した運営など） 3 施設の整備（計画的な施設整備など） 		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集期間：令和5年2月15日（水） ～令和5年3月16日（木） 市の考え方公表：令和5年5月以降 方針 施 行：令和5年5月以降 		
担当課	幼児教育・保育課	担当者	渡邊 仁 電話 457-2117

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針(案)」とは

社会動態や保育需要の変化に対応し、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性(考え方)を示す方針を策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和5年2月15日(水)～令和5年3月16日(木)

3. 案の公表先

幼児教育・保育課、浜松市立幼稚園、浜松市立保育園、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	幼児教育・保育課(市役所本館2階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 幼児教育・保育課あて
③電子メール	youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2039(幼児教育・保育課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和5年5月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部幼児教育・保育課(TEL 053-457-2117)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）

- 1 方針策定の目的・基本理念
- 2 就学前施設の現状
- 3 課題
- 4 基本方針
- 5 地域（中学校区）ごとの適正化等の進め方 ～標準モデル～
- 6 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方
- 7 方針運用にあたっての配慮事項等
- 8 スケジュール

●参考資料

【参考】浜松市立幼稚園・保育園 位置図

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）用語解説

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園・保育園の適正化等の目的は、子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現することです。少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民のニーズが多様化する中、社会動態や保育需要の変化に対応し、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、保育所の施設整備等により定員拡大を図り、令和3年、令和4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなりました。 ・市立幼稚園・保育園の園児数は減少しており、特に市立幼稚園の園児数は、平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少しています。 ・市立幼稚園・保育園の施設は老朽化しており、築後40年以上経過している施設は、全体の約6割を占めています。 ・以上のことなどから、市立幼稚園、保育園の規模適正化と運営見直しは、喫緊の課題であり、令和4年5月、庁内関係課長や有識者などで構成する「浜松市立幼稚園・保育園適正化等検討会」を設置し、方針の内容などについて協議、検討を行ってきました。
立案した際の実施機関の考え方や論点	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくための方策を、「提供体制の確保」「運営の充実」「施設の整備」の三つの視点で検討しました。
案のポイント（見直し事項など）	<p>○<u>基本理念</u></p> <p>質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。</p> <p>○<u>基本方針</u></p> <p>1 提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「集団での学び」の充実を図るための規模適正化 ・地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園（拠点園）の設定 ・市民ニーズや地域の実情などを踏まえた「認定こども園」の設置の検討 <p>2 運営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園・保育園に期待される役割を意識した運営 ・社会環境の変化に対応した運営の推進 ・地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園の設定

案のポイント (見直し事項など)	<p>3 施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な施設修繕 ・ 統廃合などに合わせた効率的・効果的な整備方法の検討 ・ 環境等に配慮した整備の推進 								
関係法令・ 上位計画など	<p>○<u>関係法令</u> 学校教育法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、浜松市立幼稚園条例、浜松市立保育所条例</p> <p>○<u>上位計画</u> 第3次浜松市教育総合計画、浜松市子ども・若者支援プラン、浜松市公共施設等総合管理計画</p>								
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	<table border="0"> <tr> <td>案の公表、意見募集</td> <td>令和5年2月15日(水)</td> </tr> <tr> <td>意見募集の終了</td> <td>令和5年3月16日(木)</td> </tr> <tr> <td>市の考え方の公表</td> <td>令和5年5月以降</td> </tr> <tr> <td>実施時期又は施行時期</td> <td>令和5年5月以降</td> </tr> </table>	案の公表、意見募集	令和5年2月15日(水)	意見募集の終了	令和5年3月16日(木)	市の考え方の公表	令和5年5月以降	実施時期又は施行時期	令和5年5月以降
案の公表、意見募集	令和5年2月15日(水)								
意見募集の終了	令和5年3月16日(木)								
市の考え方の公表	令和5年5月以降								
実施時期又は施行時期	令和5年5月以降								

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）

1 方針策定の目的・基本理念

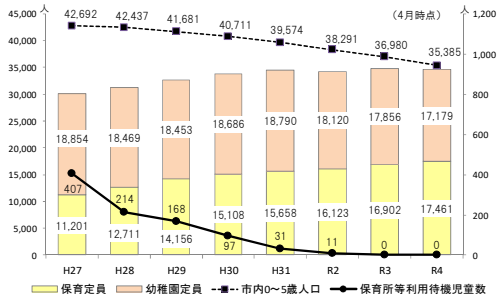
市立幼稚園・保育園の適正化等の目的は、**子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現すること**です。

少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民ニーズが多様化する中、社会動態や保育需要の変化に適切に、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針を策定します。

〈基本理念〉質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。

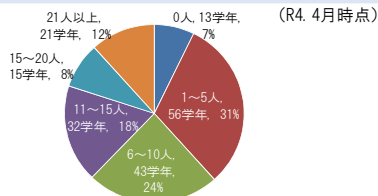
2 就学前施設の現状

(1) 就学前施設定員と人口、待機児童数の推移



- ・保育所の施設整備等により定員は年々拡大しています。
- ・令和3年、4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなりました。

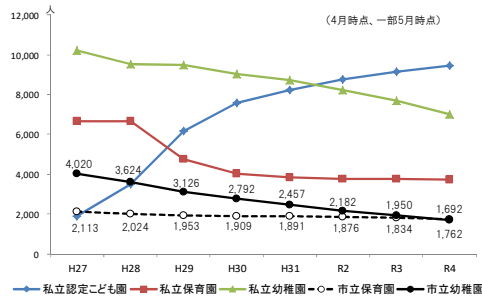
(3) 市立幼稚園1学年あたりの園児数



【市立幼稚園（60園180学年、休園含む）】

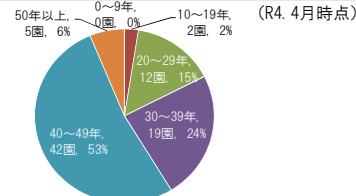
- ・園児数10人以下の学年が6割以上あり、小規模化しています。

(2) 施設種類別の園児数の推移



- ・市立幼稚園の園児数は平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少しています。

(4) 市立幼稚園・保育園施設の築年数



【市立幼稚園（60園）保育園（20園）】

- ・築後40年以上の施設は全体の約6割あり、老朽化が進んでいます。

4 基本方針

(1) 提供体制の確保

※ 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方は「6」を参照

- 「集団での学び」の充実を図るため、規模適正化に努めます。
 - ・1学年(3歳児以上)15人以上の園児の確保を目指し、統廃合などを検討します。
 - ・保育需要や既存施設の保育環境に合わせた、適正な定員の設定に努めます。
- 中学校区をエリアとし、地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園(拠点園)を設定します。
 - ・市立幼稚園・保育園の中から、**運営継続が想定される「拠点園」を設定**します。
- 多様な市民ニーズや地域の実情などを踏まえ、「認定こども園」の設置を検討します。
 - ・地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、認定こども園への移行が合理的と判断した場合には、既存の市立幼稚園・保育園の「**認定こども園化**」を検討します。

(2) 運営の充実

- 市立幼稚園・保育園に期待される役割を意識した運営に取り組みます。
 - ・浜松市教育総合計画など、市の施策に基づく教育・保育を実践します。
 - ・地域への愛着を育む教育・保育を実践するとともに、私立園を含め、小学校との連携・接続を推進します。
 - ・研修や指導訪問の充実などにより、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。
 - ・支援を必要とする子供や外国にルーツを持つ子供たちが、共に学び成長できる幼児教育・保育を推進します。
 - ・災害時の拠点としての機能強化を図ります。
- 社会環境の変化に対応した運営を推進します。
 - ・拠点園の**預かり保育や一時預かり事業などを充実**します。
- 拠点園の中から、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を設定します。
 - ・私立園を含む地域の幼児教育・保育の連携を推進する役割を担い、幼児教育・保育に関する情報発信を行います。
 - ・**地域の子育て支援機能**（未就園児への支援など）を充実します。

(3) 施設の整備

- 計画的な施設修繕に取り組みます。
 - ・大規模改修などによる**施設の長寿命化**を図ります。
 - ・**予防保全**による計画的な施設の保全・維持を図ります。
- 統廃合などに合わせ、効率的・効果的な整備方法を検討します。
 - ・拠点園に必要な機能を踏まえた整備に努めます。
 - ・**既存施設の活用を優先**しますが、統廃合や認定こども園化に伴い必要性が生じた場合には、移転や新設を検討します。
 - ・施設の複合化（学校等との施設の一体化など）を検討します。
- 環境等に配慮した整備を推進します。
 - ・利用者に配慮した**バリアフリー化**や、環境に配慮した**省電力化**などを検討します。

3 課題

- ・市立幼稚園は、園児数が大幅に減少し、**集団での学びと持続可能な運営が難しくなっている園が増加**しています。
- ・市立保育園は、今後、少子化の進行により園児数の減少が予想されており、**保育需要に合わせた定員の適正化が必要**です。
- ・ライフスタイルの多様化や子育てに対する価値観の変化などにより、**市立幼稚園・保育園の現状(制度・施設など)が現在の保護者のニーズに答えられていない**部分があります。
- ・市立幼稚園・保育園ともに施設の老朽化が進んでおり、子供たちの安全・安心と快適な環境を確保するためには、**施設の改修が必要**です。
- ・**都市部と中山間地域**では、幼児教育・保育の提供体制等の**実情が大きく異なっています**。

5 地域（中学校区）ごとの適正化等の進め方 ～ 標準モデル ～

(1) 市立幼稚園・保育園の両方がある地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。（幼稚園・保育園それぞれに設定する場合があります。）
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- ・統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

(2) 市立幼稚園のみの地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- ・統廃合に合わせ、預かり保育を充実します。

(3) 市立保育園のみの地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園との統廃合を検討します。
- ・統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

(4) 市立幼稚園・保育園がない地域

- ・拠点園は設定しません。
- ※ 私立園による幼児教育・保育の提供が難しくなった場合には、提供体制について検討します。

6 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方

(1) 規模適正化

<統廃合検討開始の目安>

- ・4月1日時点の1学年(3歳児)の園児数が、**2年続けて「5人未満」**となったとき
- ・統廃合に関して、保護者及び地域の合意があり、**保護者及び地域から要望**があったとき
- ・地域の就学前施設の状況や人口推計などにより、統廃合することが合理的と判断したとき
- ・施設が老朽化し、建替えまたは建替えに近い規模での改修が必要になったとき

～ 検討の流れ ～

- ① <統廃合検討開始の目安>に該当する園の検討
- ② 地域や市全体の幼児教育・保育の状況などを踏まえ、統廃合の妥当性について検証
- ③ 保護者、地元自治会、地域内の私立園など関係者との調整(統廃合の時期、統廃合後の通園支援や跡地利用などについて意見交換)
- ④ 議会、区協議会への説明
- ⑤ 統廃合の決定

(2) 拠点園の設定

- ・拠点園を、中学校区に原則1園設定します。※
- ・拠点園は、原則、運営を継続します。
- ・**地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担うモデル園を拠点園の中から設定し、効果や課題などを検証**します。
- ※ 幼稚園と保育園の双方がある中学校区は、それぞれに拠点園を設定する場合があります。
- ※ 私立園が地域の需要を十分カバーできている中学校区については、拠点園を設定しない場合があります。
- ※ 小規模園（全園児15人以下程度）は、拠点園に設定しない場合があります。

～ 拠点園選定の視点 ～

- ✓ 他園と比べて園児数が多く、将来的にも減少見込みが少ない。
- ✓ 十分な部屋数があるなど、施設の機能が整っている。
- ✓ 他園と比べて施設の状態が良い。
- ✓ 利便性の高い場所に立地している。
- ✓ ハザードマップなどから、災害等で被災する可能性が低い。
- ✓ 借地がない。 など

(3) 認定こども園化

- ・認定こども園の設置や移行は、幼稚園と保育園の統合や、保育園の認定こども園化を基本とします。
- ・幼稚園の認定こども園化は、保育需要や私立園の需給状況を十分に検証し慎重に検討します。
- ・認定こども園化にあたっては、**効果や課題などを検証**し、今後の拡大について検討します。

7 方針運用にあたっての配慮事項等

(1) 地域性への配慮

- ・中山間地域などの地理的要因や過去の統廃合などの状況を考慮するとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、慎重に統廃合を検討します。
- ・統廃合が難しい園においては、集団での学びを補完するため、他園や小学校との交流事業などの充実に努めます。

(2) 統廃合への配慮

- ・統廃合にあたっては、運営の擦り合わせなどを行う十分な期間を確保するとともに、統廃合後スムーズに園生活を送ることができるよう、交流事業などを実施します。
- ・統廃合により閉園する際には、在園児の保護者などの意向を確認したうえで、新入園児の募集停止や閉園する時期などを決定します。
- ・統廃合により、著しく通園が不便になる地域については、園児の心身の負担などを考慮したうえで通園バスによる送迎などを検討します。
- ・統合後は、保護者などへのアンケート調査を行い、園の状況などの把握に努めます。

(3) 私立園との連携

- ・定員変更や施設整備などにあたっては、私立園に及ぼす影響などを考慮します。
- ・幼児教育・保育に関する情報交換や合同研修など、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を中心に私立園と市立園の連携を促進します。

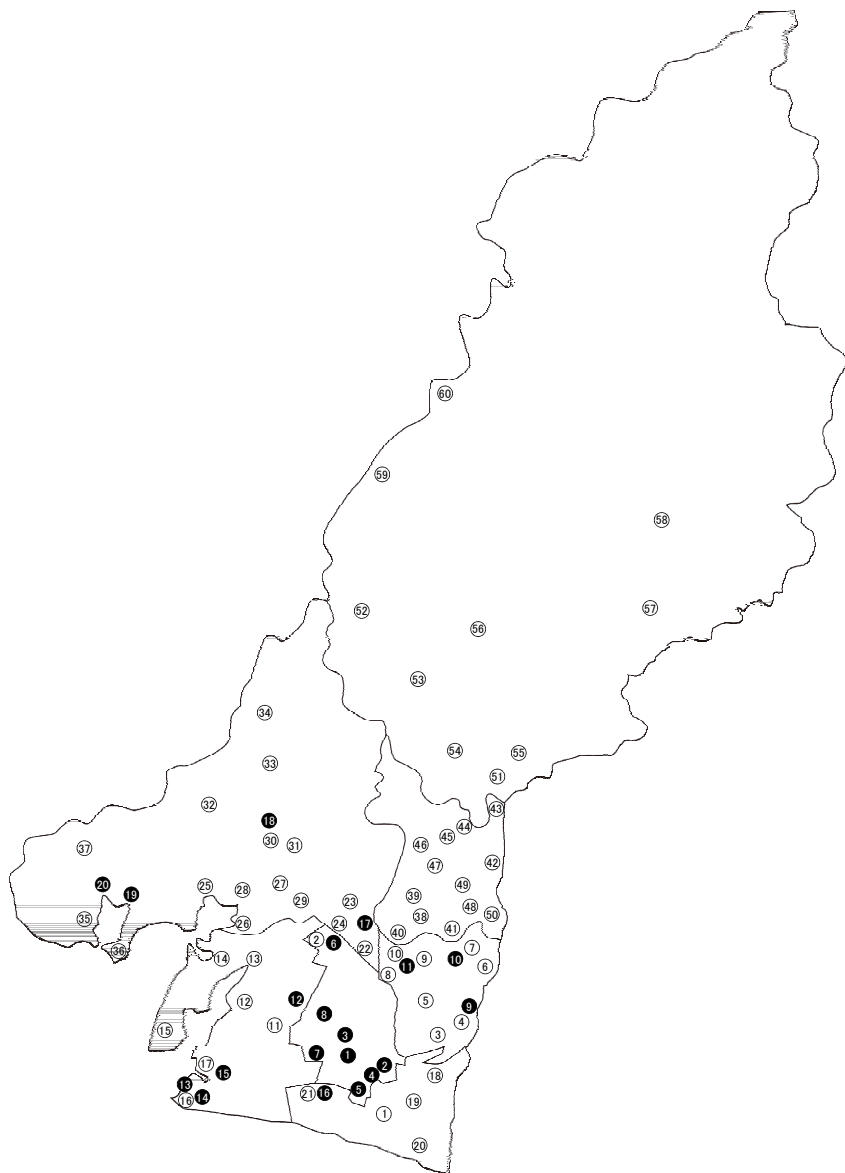
(4) その他

- ・少子化による園児数の減少や、幼稚園教諭・保育士等の確保がさらに難しくなることを踏まえ、持続可能で効率的・効果的な幼児教育・保育の提供体制の整備に努めます。
- ・この方針は、就学前施設に係る制度改正や社会環境の変化に合わせ、必要に応じて見直しを検討します。

8 スケジュール

作業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
(1) 方針の運用等	完成	進捗管理、必要に応じて内容の見直し			
(2) 統廃合等による適正規模の確保等	統廃合に関する検討・調整・実施				
(3) 拠点園の設定	選定・決定	必要に応じて見直し			
(4) 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園（モデル園）の設定、効果・課題の検証	選定・決定	実施、効果・課題の検証	本格実施		
(5) 市立認定こども園化の検討、選定、効果・課題の検証	選定・決定・準備	開設、効果・課題の検証		本格実施	
(6) 市立幼稚園・保育園の各種制度や実施園の見直し（預かり保育、発達支援など）	検討・決定	実施、進捗管理、必要に応じて内容・実施園の見直し			
(7) 施設の修繕等に関する計画	検討・策定	実施、進捗管理、必要に応じて内容・実施園の見直し			

【参考】浜松市立幼稚園・保育園 位置図



市立幼稚園	市立保育園		中学校区
	園児数	園児数	
① 白脇幼稚園	42	① 鴨江保育園 100 ② 寺島保育園 116 ③ 西保育園 76	1 西部中 2 南部中 3 北部中 4 中部中 5 八幡中 6 曳馬中
② 花川幼稚園	7	④ 南保育園 99 ⑤ 江西保育園 89 ⑥ 花川保育園 63 ⑦ 佐鳴台保育園 121 ⑧ 権現谷保育園 121	7 江西中 8 蛸塚中 9 高台中 10 開成中 11 佐鳴台中 12 富塚中
③ 和田幼稚園	16	⑨ 中ノ町保育園 73	13 天竜中
④ 中ノ町幼稚園	36		
⑤ 与進幼稚園	59	⑩ 笠井保育園 72	14 与進中 15 笠井中
⑥ 豊西幼稚園	59	⑪ 積志保育園 86	16 積志中 17 丸塚中
⑦ 笠井幼稚園	55		
⑧ 有玉幼稚園	25	⑫ 神田原保育園 71	18 中郡中 19 神久呂中 20 入野中
⑨ 万斛幼稚園	46		
⑩ 橋爪幼稚園	66		
⑪ 神久呂幼稚園	29		
⑫ 伊佐見幼稚園	13		
⑬ 和地幼稚園	9		
⑭ 北庄内幼稚園	22	⑬ 舞阪第1保育園 48 ⑭ 舞阪第2保育園 54	21 湖東中 22 篠原中 23 庄内中 24 舞阪中
⑮ 村櫛幼稚園	17	⑮ 雄踏保育園 125	25 雄踏中
⑯ 舞阪幼稚園	4		
⑰ 雄踏幼稚園	77		
⑱ 飯田幼稚園	12		
⑲ 芳川幼稚園	21		
⑳ 南の星幼稚園	20		
㉑ 可美幼稚園	60	⑯ 可美保育園 138	26 東部中 27 新津中 28 南陽中 29 江南中 30 東陽中 31 可美中

園児数・令和4年4月1日現在

市立幼稚園	市立保育園		中学校区
	園児数	園児数	
㉒ 初生幼稚園	45		32 北星中 33 都田中
㉓ 豊岡幼稚園	28	⑰ 三方原保育園 80	34 三方原中
㉔ 三方原幼稚園	20		
㉕ 西気賀幼稚園	5		
㉖ 伊目幼稚園	11		
㉗ 中川幼稚園	44		35 細江中
㉘ 中央幼稚園	14		
㉙ 高台幼稚園	20		
㉚ 引佐幼稚園	74	⑱ 引佐保育園 72	36 引佐南部中
㉛ 金指幼稚園	4		
㉜ 奥山幼稚園	16		
㉝ 伊平幼稚園	6		
㉞ 引佐北部みさと幼稚園	10		37 引佐北部中
㉟ 尾奈幼稚園	31	⑲ 都筑保育園 59 ⑳ 三ヶ日保育園 99	38 三ヶ日中
㊱ 大崎幼稚園	17		
㊲ 平山幼稚園	12		
㊳ 小松幼稚園	49		
㊴ 平口幼稚園	6		39 浜名中
㊵ 内野幼稚園	32		
㊶ 北浜南幼稚園	40		
㊷ 中瀬幼稚園	91		
㊸ 上島幼稚園	22		
㊹ 赤佐幼稚園	52		41 浜北北部中
㊺ 赤佐西幼稚園	34		
㊻ 宮口幼稚園	46		
㊼ 新原幼稚園	23		42 龜玉中
㊽ 北浜中央幼稚園	47		
㊾ 北浜北幼稚園	19		43 北浜東部中
㊿ 北浜東幼稚園	25		
㉑ 二俣幼稚園	30		
㉒ 熊幼稚園	5		
㉓ 上阿多古幼稚園	8		44 清竜中
㉔ 下阿多古幼稚園	13		
㉕ 光明幼稚園	66		
㉖ 竜川幼稚園(休園)	0		45 光が丘中
㉗ 大居幼稚園	8		
㉘ 気田幼稚園	17		46 春野中 47 水窪中
㉙ 浦川幼稚園(休園)	0		
㉚ 佐久間幼稚園	7		48 佐久間中
60園	1,692	20園 1,762	48校(分校除く)

※ 幼稚園・保育園の所在地から中学校区を整理

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案） 用語解説

1 浜松市の就学前施設（令和4年4月1日時点、認可外保育施設除く）

施設種類	市立	私立	合計
幼稚園	60 ※	41	101
保育所（保育園）	20	43	63
認定こども園	—	74	74
その他 ※	—	64	64
合計	80	222	302

※ 市立幼稚園の施設数には、休園中の2園を含む。

※ その他は、「小規模保育事業（53）」及び「事業所内保育事業（11）」

（1）幼稚園

- ・ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
- ・ 浜松市立幼稚園では、3歳児から5歳児までが対象。

（2）保育所（保育園）

- ・ 保護者が就労等により子供を保育できない場合、保護者に代わって保育を行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

（3）認定こども園

- ・ 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

※ 各園の違いについては、子育て情報サイト「ぴっぴ」の「認定こども園・幼稚園・保育園の違い」をご参照ください。



2 統廃合

- ・ 園児数の減少などにより、園同士を統合したり、閉園したりすること。
- ・ 統廃合には、他園に吸収される形で閉園する場合や、複数の園を閉園し、新たな園を設置する場合など、様々なケースが想定される。

3 預かり保育

- ・ 幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児を預かる保育のこと。
- ・ 本市の市立幼稚園では、令和4年度、休園中2園を除く58園のうち、22園が実施しており、実施日や実施時間は園ごとに異なる。

4 一時預かり事業

- ・ 妊娠や出産、入院等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児に対し、保育所などにおいて、一時的に子供を預かり、必要な保育を行うこと。
- ・ 本市の市立保育園では、令和4年度、全園において実施している。

5 未就園児

- ・ 保育所や幼稚園、認定こども園などの就学前施設に通っていない就学前の子供のこと。

6 予防保全

- ・ 施設や設備などに不具合が生じる前に、あらかじめ改修などを行い、機能や性能を維持すること。
- ・ 日常点検や法定点検、定期的な劣化調査の実施により劣化状況を把握したうえで、計画的な改修を行う。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針(案)
意見募集期間	令和5年2月15日(水)～令和5年3月16日(木)
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 幼児教育・保育課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 053-457-2039

E-mail : youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

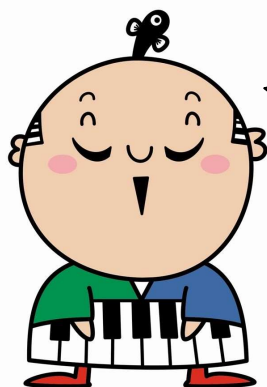
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市立舞阪幼稚園について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○ 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化や保育需要の高まりなどにより、市立幼稚園の園児数は、近年、大幅に減少している。 ・ 浜松市立舞阪幼稚園（以下「舞阪幼稚園」という。）の園児数は、令和5年1月末時点で4人（年長3人、年中1人）である。 <p>○ 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舞阪幼稚園では、令和4年10月に令和5年度の入園児募集を行ったところ、申し込みはなかった。 ・ 令和4年度末をもって年長クラスの園児3人が卒園となり、年中クラスの園児1人についても、令和4年度末をもって退園（他の市立幼稚園に転園）する旨の届出が提出された。 ・ 令和5年度の園児が不在となるため、令和5年度は休園することとした。 ・ 令和5年度の休園については、地元自治会の協力を得て、2月の自治会回覧により、地域住民に周知した。 				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞阪幼稚園の令和5年度の休園について報告するもの。 ・ なお、令和6年度の入園児の募集については、現在、策定中の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」を踏まえ、今後、地元自治会などと協議のうえ、決定する予定である。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	幼児教育・保育課	担当者	渡邊 仁	電話	457-2117

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	「区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について」に対する答申への対応について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景及び経緯</p> <p>令和4年12月に各区協議会からいただいた答申及び意見・要望に対する市の考え方について、令和5年1月27日に開催した行財政改革・大都市制度調査特別委員会にて、別紙資料を用いて報告し、市議会と当局で共有</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○令和5年1月27日開催 行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料 「区協議会からの答申について」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 答申 2 意見・要望 3 意見・要望に対する市の考え方 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	区再編推進 事業本部	担当者	川西 亜紀子	電話	457-2123

区協議会からの答申について

1 答申

令和4年11月諮問「区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について」に対して、全ての区協議会から適切であるとの答申（令和4年12月）をいただいた。

2 意見・要望

答申に当たり、西区・北区・天竜区の各区協議会から意見・要望が付されている。

区協	意見・要望
西区	<ul style="list-style-type: none"> 中央区協議会・西地域分科会の委員定数について、経過措置として、令和8年3月31日までの任期においては、現行の西区協議会の定数である「25人以内」とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5年後に見込まれる、行政センター並びに中央福祉事業所及び中央健康づくりセンターの出先グループの職員数は、再編前の西区役所に配置されている職員数（正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員）と比較すると34名の減となっているが、災害対応も含め、市民サービスの低下を招かないように努めること。
北区	<ul style="list-style-type: none"> 区再編後も現在行われている市民サービス・防災対策・災害対応・避難所運営が継続できるよう、適切な人員配置に努めていただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 区役所が遠方となる不安払しょくのため、区政担当副市長や区長の積極的な行政センターでのアウトリーチ勤務を検討いただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> デジタルの活用とともに、区役所職員の行政センターや支所、協働センターでの出張受付の実施など、住民に身近な場所での寄り添ったサービスの向上に努めていただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 「姫様道中」「いなさ人形劇まつり」「三ヶ日花火大会」など区大事業に対して、区再編後も継続して支援をいただきたい。
天竜区	<ul style="list-style-type: none"> 天竜区協議会の委員定数について、経過措置として、令和8年3月31日までの任期においては、現行の天竜区協議会の定数25人以内とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 組織・人員配置の見直しにより、市民サービスが低下しないよう努めること。また、防災対策・災害対応・避難所運営について、地域性を考慮した適切な人員配置に努めること。

3 意見・要望に対する市の考え方

- 区協議会の委員定数については、条例に経過措置の規定を設ける。
- 市民サービス等については、区再編後も同じ行政サービスを維持するとともに、デジタルの活用や区長等のアウトリーチにも積極的に取り組んでいく。
- まちづくりについては、区再編にかかわらず、これまでの取組を尊重しながら、地域の特性を活かし進めていく。